



シラウオの入札
(相馬原釜魚市場)

CONTENTS

東日本大震災からの水産業復興に向けた現状……………	2
	漁政部 漁政課
福島県の漁業復興の取組について……………	4
	増殖推進部 研究指導課
平成31年1月分のプレスリリース……………	8

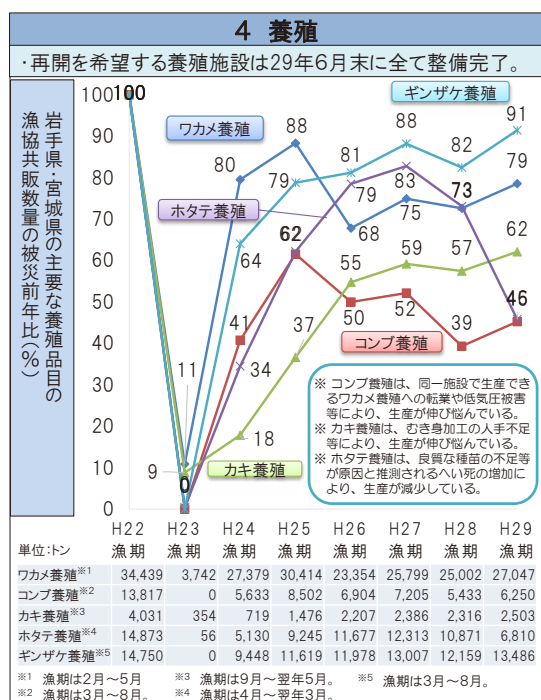
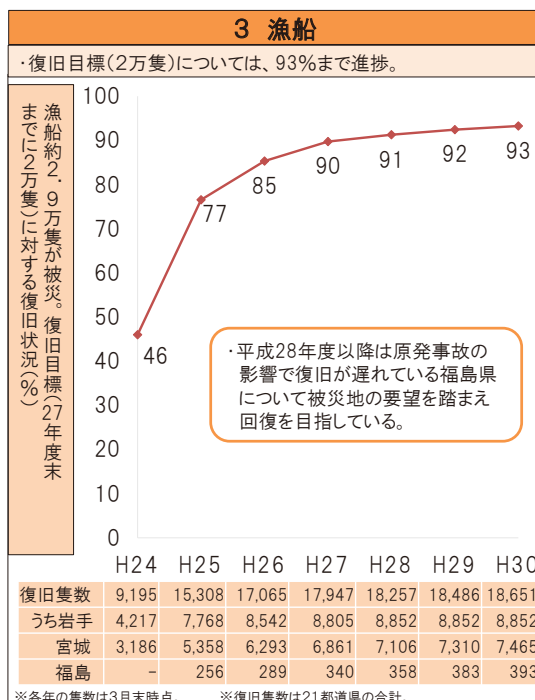
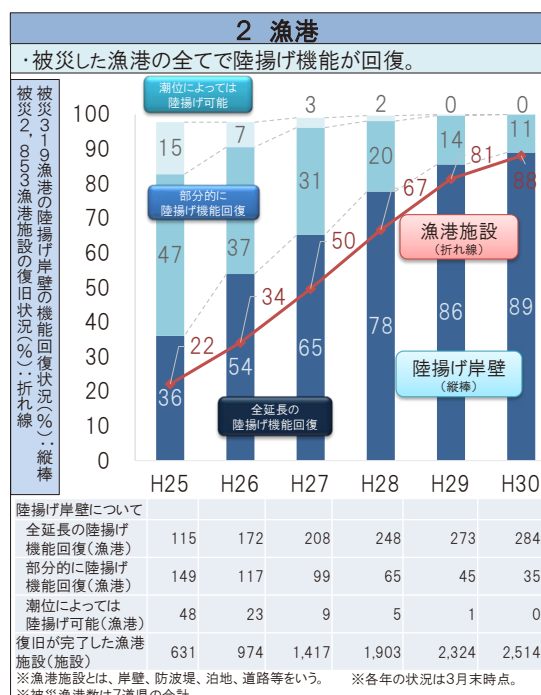
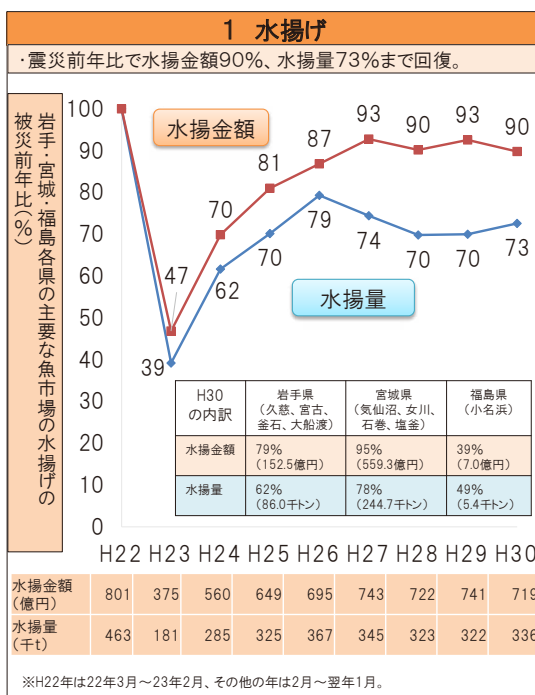
東日本大震災からの水産業復興に向けた現状

漁政部 漁政課

今年の3月11日で東日本大震災の発生から8年が経過し、水産業の復旧・復興は、関係者の皆様の多大なご努力により一歩ずつ進んでいます。これまでの水産業の復旧・復興に向けた状況についてまとめました。

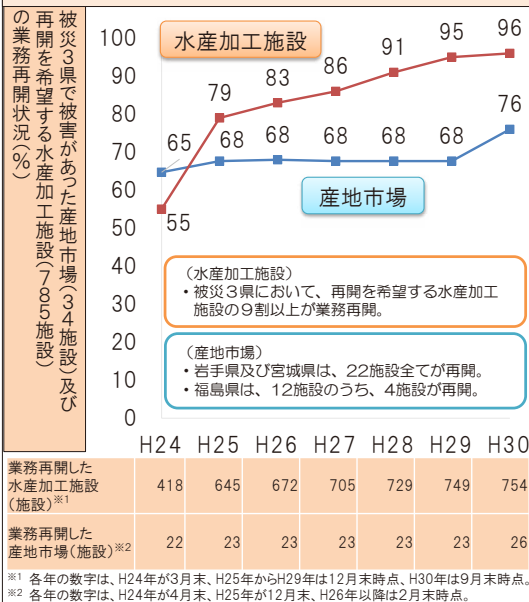
水産庁は、引き続き水産業の復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいります。

東日本大震災からの水産の復旧・復興状況



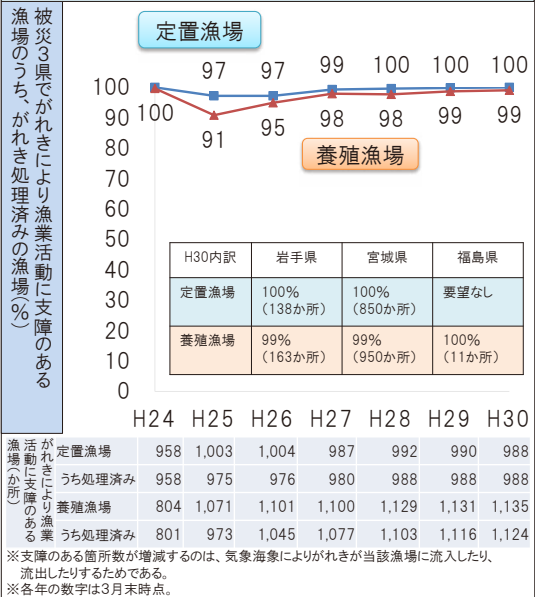
5 加工流通施設

・再開を希望する水産加工施設の9割以上が業務再開。



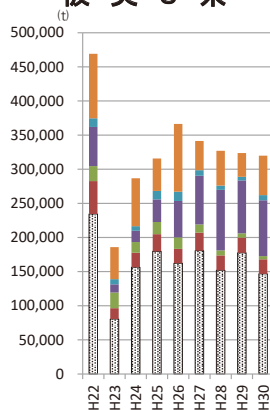
6 がれき

・がれきにより漁業活動に支障のあった定置及び養殖漁場のほとんどで撤去が完了。

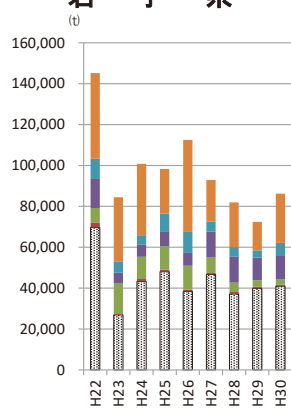


被災3県の水揚状況

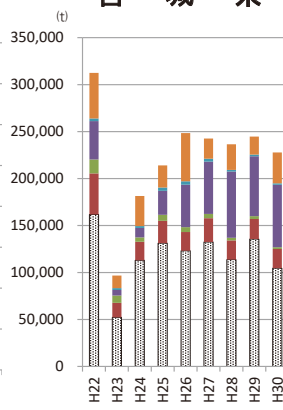
被災3県



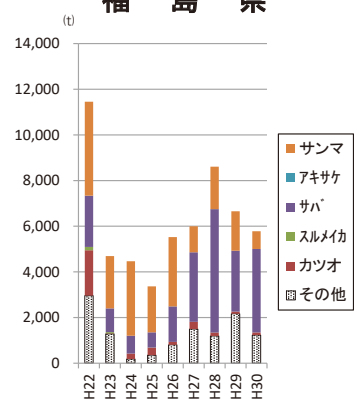
岩手県



宮城県



福島県



(被災3県)

・平成30年の被災3県の水揚量は、震災前の7割の水準となっており、近年は7割で推移。
・魚種別では、サバは震災前の4割増となっているが、スルメイカは2割の水準。

(岩手県)

・平成30年の水揚量は震災前の6割の水準。
・魚種別では、サバは震災前の8割となっているが、カツオは3割の水準。

(宮城県)

・平成30年の水揚量は震災前の7割の水準。
・魚種別では、サバは震災前の6割増となっているが、スルメイカは1割の水準。

(福島県)

・平成30年の水揚量は震災前の5割の水準。
・魚種別では、サバは震災前の6割増となっているが、サンマは2割の水準。

出典
一般社団法人漁業情報サービスセンター
聞き取り及びHP

漁港の復旧の事例（大船渡漁港（岩手県大船渡市））

漁港の概要

- 岩手県大船渡市、第3種、県管理

復旧の概要

- 平成31年1月末現在、被災岸壁延長3,512mのうち、3,384mが復旧完了（約9割）。陸揚げ岸壁については、約9割が利用可能。
- 今後、残された防波堤等の早期復旧に取り組む。
- 平成26年4月「大船渡新魚市場」の一部供用を開始し、平成28年2月に全ての施設が完成。



～本復旧工事の実施状況～



～漁業活動の再開状況～



漁港の復旧の事例（気仙沼漁港（宮城県気仙沼市））

漁港の概要

- 気仙沼漁港：宮城県気仙沼市、特定第3種、県管理

復旧の概要

- 平成31年1月末現在、被災岸壁延長4,066mのうち、3,011mが復旧完了（約7割）。主要な陸揚げ岸壁については、水産庁が災害復旧の代行工事を実施し、平成26年10月に復旧完了し全ての施設が利用可能。
- 今後、残された臨港道路等の早期復旧に取り組む。
- 魚市場の整備は平成31年3月に完了（4月上旬供用開始）。



～本復旧工事の実施状況～



～漁業活動の再開状況～



福島県の漁業復興の取組について

増殖推進部 研究指導課

福島県の沿岸・沖合海域では黒潮と親潮がぶつかり合うため、魚の種類も多くかつ高品質の魚が漁獲され、従来「常磐もの」として評価されていました。

しかしながら、東日本大震災及びこれに伴う東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」とします。）の影響で、8年が経過した現在においても福島県では本格的な操業再開には至っていません。本稿では、福島県の関係者による漁業復興の取組を紹介します。

1 試験操業・販売の開始まで

原発事故の直後より、福島県漁業協同組合連合会（以下「JF 福島漁連」とします。）は、福島県沖における全ての沿岸漁業と底びき網漁業の操業を自粛しました。

一方で福島県は、水産物の放射性物質の影響を確認するためのモニタリング調査をいち早く開始しました。検体数は約5万7千検体（平成31年2月末時点）に及び、現在も毎週200検体程度実施されています。

これらの検査データについては、福島県庁のホームページで公開されています。< <https://www.new-fukushima.jp/> >。なお、これらデータを水産庁でとりまとめたものを図1に示しました。

JF 福島漁連は、モニタリング調査の結果によって放射性物質の安全性が確認された魚種を対象に、小規模な操業と販売を行うことによって出荷先での評価を調査するとともに、出荷を通じて福島県の魚の安全性をアピールするための試験操業・販売の検討を行いました。

その結果、図2に示した意志決定の流れに沿って慎重に試験操業計画を策定した上で、試験操業・販売が平成24年6月に開始されました。

2 試験操業・販売の現状

(1) 出荷対象種

試験操業・販売の発足時の対象種はミズダコ等3種でしたが、現在では「出荷制限魚種を除く全ての魚種」となっています。ただし、福島県がモニタリングを行っていない魚種は除かれます（図3）。なお、福島県沖で出荷制限が指示されている種は、平成31年3月14日現在コモンカスベ等5種となっています。

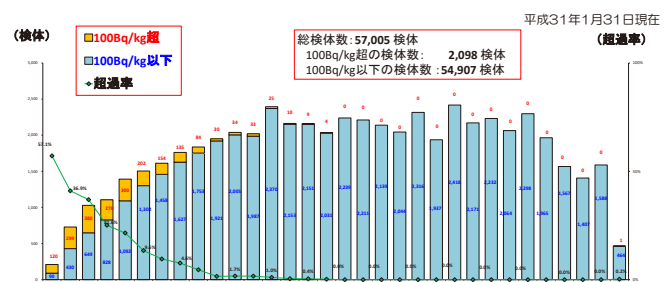


図1 福島県による海産物の放射性物質モニタリング検査結果（水産庁取りまとめ）

県が行う緊急時モニタリング検査で対象種（候補）の安全性を確認

① 漁業者・流通業者の協議
対象種、操業、流通体制

② 地区試験操業検討委員会
各地域の合意形成

③ 福島県地域漁業復興協議会
漁業者代表、消費・流通代表、有識者等により協議する

④ 県下漁業協同組合長会議
計画を最終決定する

試験操業の計画は、多くの段階を経て慎重に協議され、決定されます。



図2 「試験操業」における意志決定の流れ（福島県作成資料より）

安全が確認された魚種を追加する方式をとってきた。



当初3種から開始
平成29年3月末97種まで増加

図3 試験操業・販売の対象種（福島県作成資料より）

出荷制限魚種以外全て対象

事故前のように、販売状況をみながら対象種を選ぶことが可能に



平成31年1月現在
約180種が水揚げ対象

(2) 対象漁業種

震災前に福島県で実施されていたほぼ全ての沿岸漁業種で実施されています。



写真1 試験操業の水揚げの様子（相馬原釜魚市場）

(3) 操業海域

東京電力福島第一原子力発電所の半径10km以内海域を除く全ての海域で何らかの漁業種類による試験操業が実施されています（図4）。

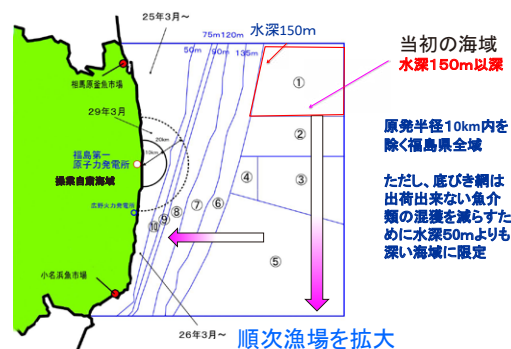


図4 「試験操業」の操業海域（福島県作成資料より）

(4) 水揚げ・販売の状況

試験操業・販売による水揚げ量は図5に示すように、平成30年には約4,010トン（JF 福島漁連の速報値）まで増加しました（図5）。しかしながら、震災前の沿岸漁業と底びき網漁業の水揚げ量と比較すると約15%程度に留まっており、生産・販売量の増大が課題となっています。

試験操業の開始当初、魚市場での値決めは相対取引により決定されていましたが、現在は一部の品目を除いて入札により出荷されています。

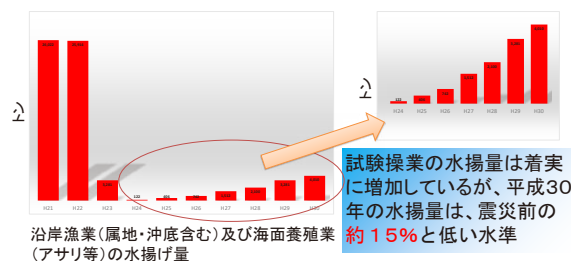


図5 福島県の沿岸漁業による漁獲量の推移（福島県作成資料より）

(5) JF 福島漁連の自主検査

試験操業・販売にあたり、JF 福島漁連では消費者の安心のため、自主検査として水揚げ日に全ての種について検体を採取、簡易分析装置により放射性物質を検査し、自主基準である50Bq/kg以下であることを確認した上で出荷しています。また、シラスのように加工後に出荷するものについては、生鮮状態での検査に加えて、加工後にも加工場毎に放射性物質検査を実施し、50Bq/kg以下であることを確認した上で出荷しています。検査は相馬原釜魚市場と小名浜魚市場の2箇所でそれぞれ実施しています。

自主検査の結果の大半は「不検出」となっていますが、本年1月31日に検査したコモンカスベから国の基準値を超過する放射性物質を検出し、福島県による精密検査においても同様の結果となったことから、JF 福島漁連はコモンカスベを回収するとともに翌日以降コモンカスベの出荷自粛措置を講じました（その後2月7日付けで福島県沖のコモンカスベについて原子力災害対策本部の出荷制限が指示されています）。なお、自主検査の結果はJF 福島漁連のホームページで全て公表されています< <http://www.fsgyoren.jf-net.ne.jp/siso/sisotop.html> >。

(6) 試験研究体制の充実

相馬市に建設中だった福島県水産資源研究所が完成し、本年2月に完成記念式典が執り行われました。同研究所は福島県の水産振興の新たな拠点としての機能を担います。また、いわき市で建替え工事中の福島県水産海洋研究センターも近々に落成し、本格操業の再開・復興に向けた取組を加速するための研究課題にも取り組むことが期待されています。



写真2 福島県水産資源研究所



写真3 福島県水産資源研究所完成式典

(7) 水産エコラベルの取得

適切な資源管理と環境配慮を行う漁業を民間で認証する水産エコラベルの一つである日本発のMEL（マリン・エコラベル・ジャパン）認証について、平成31年3月時点で福島県のヒラメ、ヤナギムシガレイ、コウナゴ、ホッキガイ、アワビ、マアナゴ、カツオの7種類が取得しています（福島では漁法ごとに認証を受けているため、認証件数は13件です）。また、JF福島漁連等7団体は前述のMELのヒラメ等が他の認証を受けていない魚と混ざらないで流通加工していることを明らかにするMELの流通加工段階認証を受けています。このほかに、海外発のMSC認証の取得に向けた取り組みも進められています。こうした水産エコラベル取得の取組が率先して進むことで、福島県の水産物が持続可能なものであることの訴求力が高まることが期待されます。

(8) 消費者への情報発信

JF福島漁連は平成29年3月以降7回にわたり、「福島 のぞいて、食べて、福島県漁業を知ろう 福島県漁業の今と試食会」という水産バイヤーと一般消費者に向けたイベントを築地魚河岸スタジオ・イベントホールにおいて開催しています。このイベントでは、福島県での漁業の現状をパネル等で展示するとともに、福島県の魚（本年3月2日の第7回イベントの場合はヒラメの刺身、煮アナゴ、コウナゴ）が試食品として来場者に提供され、外国人観光客やお子様方も含め幅広い客層の方々が福島県の魚を試食されました。



写真4 福島 のぞいて、食べて、福島県漁業を知ろう 福島県漁業の今と試食会

このほかにも漁協や漁協女性部による普及・啓発の取組が行われています。

福島県は昨年秋に猪苗代町、相馬市、いわき市及び福島市の4箇所において「ふくしまおさかなフェスティバル」を開催し、魚にまつわる楽しい行事に併せて福島のおさかなの品質や安全性を発信しました。



写真5 沼之内朝市での「模擬競り」の様子 (いわき市)



写真6 ふくしまおさかなフェスティバル in 相馬

水産庁においても、福島県や JF 福島漁連と連携し、東京・大阪のシーフードショー、東北復興水産加工品展示商談会、フィッシュワングランプリ等の水産関連イベントの際、水産物の安全性に関するセミナーを実施するとともに、水産物の安全性を啓発するパンフレット等を配布・説明しています。これらの取組につきましては、水産庁の公式フェイスブックにおいても、紹介させていただいております。ぜひ御覧下さい < <https://www.facebook.com/suisan-japan.jfa> >。



写真7 水産物の安全性についての啓発活動



写真8 水産物の放射性物質検査についてのプレゼンテーション

平成 30 年度には、6 月から福島県農林水産業再生総合事業の一環として、福島県、JF 福島漁連及びイオンリテール株式会社が連携して「福島鮮魚便コーナー」を首都圏の「イオン」5 店舗において開始しました。この取組は福島県で水揚げされた新鮮なお魚の常設販売コーナーを設置し、専門の販売スタッフが水産物の安全性をはじめ品質の良さや美味しい調理法を説明しながら販売するという取組です。「福島鮮魚便コーナー」は、当初の 5 店舗（イオンスタイル品川シーサイド店、イオン東久留米店、イオンむさし村山店、イオンスタイルレイクタウン越谷店、イオン板橋店）で好評だったため、平成 30 年 10 月から関東と宮城県県の 3 店舗（イオンモール浦和美園店、イオンモール日の出店、イオンモール名取店）を追加し、合計 8 店舗での展開となりました。

写真9 「福島鮮魚便コーナー」関連イベント
(画像提供: 福島県)写真10 「福島鮮魚便コーナー」の様子
(画像提供: 福島県)

以上述べましたように、福島では安全性を確認しながら魚介類を出荷しています。品質には定評のある「常磐もの」ですので、皆様、福島の水産物への「食べて応援」をよろしくお願いいたします。

プレスリリース 1月分

発表年月日	発表事項名	担当課
H31.1.17	「2019年漁期 TAC（漁獲可能量）設定に関する意見交換会（するめいか）」の開催及び参加者の募集について	管理課
H31.1.17	「2019年漁期 TAC（漁獲可能量）設定に関する意見交換会（すけとうだら）」の開催及び参加者の募集について	管理課
H31.1.22	高度衛生管理基本計画（下関地区）の変更について	計画課
H31.1.22	農林水産大臣の国内出張について	研究指導課
H31.1.23	「養殖魚需給検討会」の開催及び一般傍聴について	栽培養殖課
H31.1.24	平成30年度 我が国周辺水域の水産資源評価の公表について	漁場資源課
H31.1.30	平成30年の外国漁船取締実績について	漁業取締本部 （水産庁資源管理部管理課漁業取締管理室）
H31.1.30	「第17回聞き書き甲子園フォーラム」の開催について	計画課

編集後記 窓辺のカーテン

東日本大震災から8年が経過しました。この間、水産庁では、被災地の復旧・復興に全力で取り組み、また、現場の皆さまのたゆまぬ御努力により、被災した漁港の全てで陸揚げ機能が回復し、平成30年の被災3県の水揚量は被災前の7割の水準になっております。

水産庁としましては、震災の記憶を風化させることなく、引き続き、被災地の復興・創生に向けて、全力で取り組んでまいります。

「漁政の窓」では、今後とも皆様の声を大切に満足して頂けるように取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

水産庁施策情報誌 漁政の窓

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階

代表 03-3502-8111（内線6505）

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

ご意見 ご質問はこちらへ ➡ URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>